

年少者における逸失利益の男女間格差

田 中 靖 子

(民事法専攻・司法専修コース)

はじめに

第1章 逸失利益の算定

第1節 年少者の逸失利益

第2節 女子年少者の逸失利益

第3節 小 括

第2章 逸失利益の意義

第1節 学 説

第2節 判例，裁判例

第3節 小 括

第3章 逸失利益の男女間格差

第1節 男女間格差に対する是非

第2節 判例の態度

第3節 男女間格差の是正方法に関する議論

第4章 東京高判平成13年8月20日の論理と評価

第1節 東京高裁平成13年8月20日判決

第2節 検 討

第3節 本判決前後の裁判実務

第5章 家事労働と賃金センサス

第1節 家事労働の定義，内容

第2節 家事労働分の評価の要否

第3節 家事労働分の評価方法

今後の課題 結びにかえて

は じ め に

2003年における交通事故死者は7702人であり，1時間8分に1人の尊い命が奪われている¹⁾。交通事故等で生命が侵害された場合，特に逸失利益が問題となる。逸失利益の算定は，実務上被害者の死亡当時の収入を基礎

に生活費を控除して年間の純所得を確定し、それに稼働可能年数を乗じて算出される。しかし、算定で用いられる収入・生活費・稼働可能年数は、蓋然性に基づく仮定の数字であり、曖昧さを拭うことはできない。年少者の場合には死亡当時収入がなく、将来どのような職業を選択しどの程度の収入を得ることができるか予測が困難であるため、逸失利益を算定しその賠償を請求できるかが特に問題となった。

逸失利益の算定基礎に賃金センサスの男女別平均賃金を用いるため、年少者の逸失利益は、現在の社会に存在する男女間格差が完全に反映されたものになる。平成14年の賃金センサスによると、女子年少者は男子年少者の66.5%の逸失利益となってしまう。このような結果に対し、男女間格差はやむを得ないとする見解がある一方で、男女平等の理念・社会における女性進出の状況を踏まえ多くの批判が存在する。

そのような状況の中、平成13年8月20日東京高裁において、11歳の女子に対して「男女を合わせた全労働者の平均賃金を用いるのが合理的」との判決がなされた。本判決は、高裁レベルで全労働者平均賃金を用いた判決として初めてのものであり、画期的な判決として新聞やテレビで多く報道された。本判決を契機に、年少者が死亡した場合における逸失利益の男女間格差の問題に注目する意義があると考えられる。そこで本稿は、第1章で男女間格差が生じるに至った経緯を論じ、第2章で逸失利益の意義を検討する。そして、第3章で男女間格差に対する判例・学説の状況を見た後、第4章で平成13年判決を紹介し、その意義を明らかにする。そのうえで、第5章において、男女間格差に対する自分の見解を論じる。

第1章 逸失利益の算定

本章では、年少者の逸失利益の算定につき、いかにして男女間格差が生じるに至ったのかをみてみたい。

第1節 年少者の逸失利益

死亡当時被害者が給与を受けていた場合には、被害者の収入が算定の基礎とされる。しかし、年少者の場合には、稼働活動をしておらず将来どのような職業に就くか未知数である。そのため、逸失利益を算定しその賠償を請求できるかが問題となる。

最判昭和39年6月24日(民集18巻5号874頁)は、満8歳の男子につき、加害者が「得べかりし利益」は算定不可能として上告した事案である。

同判決は、「年少者死亡の場合における消極的損害の賠償請求については、一般の場合に比し不正確さが伴うにしても」「できうるかぎり蓋然性のある額を算出するように努め」「蓋然性に疑がもたれるときは、被害者側にとって控え目な算定方法」を採用すれば「損害の公平な分担を窮極の目的とする損害賠償請求の理念にも副う」と判示した。

同判決は、年少者の逸失利益の算定困難性を理由として一概にその請求を否定すべきでないとし、その算定可能性を認めた点で意義があるが²⁾、具体的な算定基準については言及がなされていない。

第2節 女子年少者の逸失利益

男子の場合、学業終了後は職業を持ち収入を得るのが通常である。よって、稼働可能期間を通じて逸失利益を肯定することができる。他方で、女子の場合には、結婚あるいは出産を機に職場を退き専業主婦となる者も多い³⁾。家事労働は直接所得に結びつかないため、逸失利益の算定においていかに評価するかが、稼働可能期間をいかに解するかと関連して問題となる。

最判昭和49年7月19日(民集28巻5号872頁)は、7歳女児の逸失利益の算定に当たり、原審(東京高判昭和44年3月28日,判タ238号250頁)が、高校卒業後平均初婚年齢(25歳)に達するまでしか認めなかったため両親が上告した事案である。

同判決は、「家事に専念する妻は、現実に金銭収入を得ることはないが、家事労働に属する多くの労働は、労働社会において金銭的に評価されうるものであり、これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならないのであるから、妻は、自ら家事労働に従事することにより、財産上の利益を挙げている」とし、「具体的事案において妻の家事労働を金銭的に評価することが困難な場合には、現在の社会情勢等にかんがみ、家事労働に専念する妻は、平均的労働不能年令に達するまで、女子雇傭労働者平均賃金に相当する財産上の収益を挙げると推定するのが適当」として事件を原審に差し戻した⁴⁾。

同判決の意義は、女子の場合に家事労働を金銭的に評価し、稼働可能期間の全てにわたって逸失利益を肯定した点にある⁵⁾。家事労働の評価についての詳細は、第5章で検討する。同判決により、未就労の女子は女子平均賃金を逸失利益の基礎にするという図式が確立することとなった。

第3節 小 括

以上のように、昭和39年判決により年少者に逸失利益の算定を認め、昭和49年判決により男女別賃金センサスを基礎収入にすることが確立したため、逸失利益の男女間格差が生じるに至り、後述の議論が展開されることになったのである。

第2章 逸失利益の意義

第1章で、年少者の逸失利益は男女別賃金センサスを基礎収入にすることが判例上確立されたと述べた。所得額の認定がいかなる意味をもつかは、逸失利益をどのように捉えるかによって左右される⁶⁾。そこで、逸失利益の意義をいかに考えるか、損害をいかに捉えるかと関連づけてここで検討することにする。

第1節 学 説

(1) 差 額 説

被害者が事故にあわなければ得ることができた利益が損害であると捉える見解である。損害賠償額の算定にあたっては、損害を財産的損害と精神的損害とに大別したうえ、前者を既存財産の減少としての積極損害と得べかりし利益を喪失したことによる消極損害に細分し、それぞれの損害項目につき、事故の特殊性に応じて事故との因果関係の有無・範囲を検討しながら、個別・具体的に損害を算定し、これにつき精神的損害としての慰藉料を加算した総和をもって賠償すべき総損害とする⁷⁾。差額説に対して、被害者側の全損害を個別・具体的に点検把握し、加害者側の防禦権の行使を保障し、かつ、裁判所の判断の合理性・客観性を保つという3条件を充たす最適の方法と評する見解⁸⁾がある。他方で、富める者に有利に貧しい者に不利に働くものであって、極端な個人差をもたらすものであるとの批判、逸失利益の算定の基礎となる収入・稼働年数・生活費等がいずれも蓋然性を基礎とした極めて不正確なものであるから、その算定を細分・精密化したとしても余り意味がないのではないかとの疑問⁹⁾がある。

差額説によると、失われた具体的な収入・所得が訴訟法上の主要事実となり、具体的な収入・所得がストレートに損害額として認められる¹⁰⁾。

(2) 死傷損害説

差額説に対する批判や疑問に答えようとする見解として、死傷損害説がある。すなわち、死傷そのものを全体で一個の非財産的損害として捉えようとする見解である。死傷損害説には、死傷を一個の非財産的損害とするが積極支出・逸失利益・慰藉料の3区分や積み上げ算定方法そのものは否定せず、これらを死傷という損害を金銭に評価するための媒介資料とする評価説¹¹⁾、前述の3区分やその積み上げ算定方法を否定し、一般的・抽象的に適正と思われる損害を一括して評価し、損害全体を定型化・定額化する

べきであるとする一括定額説¹²⁾がある（西原理論）。死傷損害説は、個別的算定方式のいわゆる「理論の精密化」の方向を批判、裁判官の裁量を強調し、「社会的相場」により定型的な賠償額を創り出すことの必要性を強調した¹³⁾。

一括定額説によると人間の財産的側面のみに着目するのではなく人間のさまざまな価値への侵害を損害であると捉える¹⁴⁾から、所得・収入額は影響を与えないことになり、評価説によれば所得・収入額は死傷という損害を評価するための手がかりにすぎなくなる。一括定額説と評価説の最大の違いは、被害者の収入の違いを損害額に反映させるべきか否かという点にある¹⁵⁾。

(3) 稼働能力喪失説

死傷損害説と同様、差額説に対する批判や疑問に答えようとする見解として、稼働能力喪失説がある。すなわち、人の有する労働能力はすでに商品化され、その収益能力を一種の資本財とみることができから¹⁶⁾、死傷による労働能力ないし稼働能力の全部又は一部の喪失自体を損害として観念する見解である。稼働能力喪失説は、被害者が幼児や主婦のような無収入の場合や、後遺症の存在にもかかわらず収入の減少がないかその立証が困難ないし不可能な場合を念頭において主張されたものである¹⁷⁾。稼働能力喪失説に対しては、幼児に賃金センサスを使って逸失利益を認めることをうまく説明できる¹⁸⁾というが、幼児には潜在的であれ稼働能力は備わっていないとの批判¹⁹⁾がある。

稼働能力喪失説によると、所得・収入額は失われた稼働能力を評価するための手がかりにすぎなくなる²⁰⁾。もっとも、所得・収入額が1つの評価資料だとしても、重要な資料であることには変わりがない²¹⁾。

第2節 判例，裁判例

(1) 最高裁昭和42年11月10日判決

最判昭和42年11月10日(民集21巻9号2352頁)は、「損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を填補することを目的とする」から、「労働能力の喪失・減退にもかかわらず損害が発生しなかった場合には、それを理由とする賠償請求ができない」として、交通事故により後遺症を残しながらも、事故後に収入の減少がなかった社員の逸失利益の損害を否定した。判例は、収入減がなければそれを理由とする賠償請求はできないとしており、差額説によるものと解される。しかし、「労働力の喪失・減退を来たしたことを理由として」逸失利益を算定するにあたって「労働能力喪失率が有力な資料となることは否定できない」としており、労働能力喪失率表による逸失利益算定の可能性を認めている。

(2) 千葉地裁平成9年2月26日判決

千葉地判平成9年2月26日(判タ941号246頁)は、原告が男女間格差の解消を求め、死傷損害説の立場から18歳女子の死亡による非財産的損害として総額1億1000万円の賠償を請求した事案である。

裁判所は、「生命自体の価値を客観的に評価することは困難」であり、「被害者の死亡により1つの非財産的損害が生じ」「その額は裁判所が裁量に基づいて金銭的に評価すべき」としても、「損害額を客観的に評価して算定することは困難であり」「裁量の合理性を基礎づける事情が明確にならなければ損害の算定が恣意的な印象を与え」「どのような事情を斟酌するかによってその額が場当たりのになって被害者の間でも不平等を生じかねない結果を招来することになる」と判示し、原告の主張する死傷損害説を否定した。そのうえで、女子新大卒全年齢平均賃金を基礎に生活費を3割控除して逸失利益を算定した。本判決は、前述の西原理論を論評し裁判実務家の考え方を示した点で意義がある。

（3）判例，裁判例の立場

判例は，基本的に差額説的な捉え方をしてきた²²⁾といわれるが，昭和42年判決で労働能力喪失率表による算定可能性を認め，現実に収入や収入の減少がない専業主婦についても，昭和49年判決で逸失利益の算定を認めているから，厳格な差額説をひたすら踏襲しているとは解されず，労働能力喪失説的な考え方を導入し具体的事案に即応して適正・妥当な解決をはかろうとする態度に変化してきた²³⁾といわれている。なお，平成9年裁判例に表れるように死傷損害説によることは今後もないと思われる。

第3節 小 括

損害をいかに捉えるか。損害賠償制度の目的は現実の損害の填補であるから，人間の価値を考慮することはその目的を超えると考える。死傷損害説が掲げる人間の価値の平等は理念としてはすばらしいが，人間の価値は計れないものである。

それでは，差額説，稼働能力喪失説のいずれによるべきか。前述の損害賠償の目的から基本的には差額説によるべきと考えるが，差額説を徹底すると，後遺障害による労働能力の減少が明確な場合に被害者の努力が寄与したため収入に変化がなくても，その減少がないために損害を否定する結論となり硬直的にすぎと思う。また，被害者の犠牲のもと加害者を保護する結果になってしまい問題である。よって，判例と同様に具体的事案に即応して稼働能力喪失説的な考え方を導入する必要があると考える。

本稿で扱う年少者の場合には，現実に収入や収入減ということが確定し得ないから，稼働能力喪失説の立場によるべきである。幼児には潜在的であれ稼働能力は備わっていないとの批判に対しては，幼児の場合逸失利益の判定は仮定的要素が強く著しく困難であり，判定の基準となる基礎的な条件を欠いているから，逸失利益の損害として捉えるよりも，被害者が成熟したときに取得する稼働能力の喪失自体による財産的な損害として構成する方が合理的²⁴⁾と考える。よって，潜在的な稼働能力を幼児に肯定すべ

きである。

以上から、有職者が被害者である場合には現実の収入が明らかであるから、逸失利益は現実の収入から算定される。他方、現実の収入がないまたは現実の収入が労働能力を正當に反映していない場合には、賃金センサスを手がかりとして算定される。賃金センサスの男女別平均賃金、全労働者平均賃金のいずれを基礎にするかという問題については、第4章で論じる。

第3章 逸失利益の男女間格差

第1章に記したように、逸失利益の算定基礎に賃金センサスの男女別平均賃金が用いられるから、賠償額には現在の社会に存在する男女間の賃金格差が完全に反映されることになる。平成14年の年額平均賃金は、男女計で363万1200円、男403万4400円、女268万3200円であり、男女間における格差は66.5%である²⁵⁾。

本章では、このような格差をそのままは認めるか、あるいは何らかの方法を用いて解消に努めるべきかという問題に対する判例の態度を明らかにし、裁判例・学説の状況を論じることにする。

第1節 男女間格差に対する是非

幼児の逸失利益の男女間格差に対し、現在の社会事情では男女格差が生ずることはやむを得ないとする見解²⁶⁾がある一方で、究極的な価値判断の問題として幼児の損害賠償額に男女差が生ずるのは不当である²⁷⁾、男女で差別することはいかにも人間性を冒瀆するようで好ましくない²⁸⁾、男女平等の観念からは容れ難い²⁹⁾、机を並べている男女2人の小学生が通学中に共に交通事故死した際の損害額に差が生じることを考えても、また、幼児が成長してゆく将来においては男女間の賃金格差が現状のままであるか疑問が存することからも合理的ではない³⁰⁾、算定方法の細分化・厳密化が逆に不当な差異を広げている³¹⁾との批判がある。

第2節 判例の態度

(1) 最高裁昭和56年10月8日判決

最判昭和56年10月8日（交通民集14巻5号993頁）は、8歳女子の逸失利益の算定につき、両親が、社会環境の変化を重視し、将来的には男女間格差が縮小することが予測されるから格差をなくす方法で逸失利益を算定すべきであると主張、格差を家事労働分として評価すべき、生活費控除5割は多すぎる、ホフマン式を採用すべきとして、上告した事案である。原審（東京高判昭和55年11月25日、判タ428号183頁）は、15歳から67歳まで女子平均賃金に年額60万円の家事労働分を加算し生活費控除を5割とし、慰謝料額においても男女格差を考慮していた。

同判決は、幼児の逸失利益の算定にあたり、女子平均賃金・生活費控除5割・ライブニツツ式のいずれについても、算定「方法として不合理なものとはいえない」とした。

同判決は、原審との関係では男女格差は正の萌芽を見出すことが可能であるが、上告理由との関係においてみると根本的な逸失利益の男女格差の解消には消極的である³²⁾。

(2) 最高裁昭和61年11月4日判決

最判昭和61年11月4日（交通民集19巻6号1531頁）は、1歳女子の逸失利益の算定につき、両親が、年少者の逸失利益の計算は潜在的労働能力の算定である以上男女で差を設けるべき理由はない、女子平均賃金が高いのは雇用構造に由来するもので男女の労働能力自体の差ではない、相当な賠償額の算定という法理念の下では現実の男女の賃金格差にとられるのは相当でないとして、全労働者平均賃金に基づき逸失利益を算定すべきと上告した事案である。原審（東京高判昭和59年1月23日、判時1120号61頁）は、18歳から67歳まで賃金センサスの女子平均賃金を基礎に生活費を3割控除していた。

同判決は、女子平均賃金で算定しても「不合理なものとはいえない」とした。

同判決は、「逸失利益は被害者がどれだけの収入を得る蓋然性があつたかにより算定すべきであり」「被害者が稼働を開始する頃に格差が解消する蓋然性が高いと認め得る証拠」がないとする原審を支持し、未成年者の潜在的稼働能力に男女差はありえないと主張した上告理由を斥けた点で男女格差の是正にきわめて無理解である³³⁾。同判決は、次の昭和62年判決と異なり何らの理由付けもしていない³⁴⁾。

(3) 最高裁昭和62年1月19日判決

最判昭和62年1月19日(民集41巻1号1頁)は、14歳女子の逸失利益の算定につき、両親が、男女間の著しい賃金格差は労働市場で政策的に作り出されたものである、女子の平均賃金に家事労働分を加算し不平等を是正する方法が実務上定着しているのに、原審が男女間の賃金格差は不合理としながら差別の実態が当分続くという理由で格差を是認したのは、憲法14条等に違反するとして上告した事案である。原審(東京高判昭和57年12月20日、民集41巻1号14頁)は、家事労働分の加算を否定し生活費を35%控除した。

同判決は、「専業として職業に就いて受けるべき賃金を基準として将来の得べかりし利益を算定するときには、将来労働によって取得しうる利益は右の算定によって評価し尽くされ」ており、「家事労働分を加算することは、将来労働によって取得しうる利益を二重に評価計算することに帰するから相当ではない」「賃金センスに示されている男女間格差は現実の労働市場における実態を反映している」、それゆえ「予測困難な右格差の解消ないし縮少^マが確実に生じるものとして現時点において損害賠償額に反映させ、これを不法行為者に負担させることは、損害賠償額の算定方法として必ずしも合理的」とはいえないとした。

同判決は、家事労働分の加算を明示的に否定した原審を承認しただけで

なく、現実には男女間の平均賃金に格差があり、格差が容易に解消ないし縮小しない以上それが逸失利益に反映することはやむをえないとして男女格差を容認する立場をとっている³⁵⁾。

(4) 小 括

以上のように、最高裁は、女子平均賃金により逸失利益を算定しても不合理なものとはいえないとして原審の裁量判断を尊重している。男女格差をなくす方向で逸失利益を算定すべきとの主張に対しては、否定説で固まると評価できる³⁶⁾とされる。その後、一般に原告側は特に男女格差に言及することもなく生活費を3割として請求し、裁判所も女兒の生活費を3割ないし4割とする傾向にあった³⁷⁾。

第3節 男女間格差の是正方法に関する議論

男女間格差の是正に対し消極的な最高裁とは異なり、下級審裁判例には積極的な判断をしたものがある。また学説において、様々な議論が展開されている。

(1) 下級審裁判例

下級審裁判例には、全労働者の平均賃金を逸失利益算定の基礎に用いたもの³⁸⁾、女子については生活費の控除割合を小さくしたもの³⁹⁾、女子の稼働年齢を男子より早めたもの⁴⁰⁾、慰謝料で補完したもの⁴¹⁾、女子労働者の平均賃金を基礎とし家事労働分を加算したもの⁴²⁾、男子労働者の平均賃金を基礎に算定するもの⁴³⁾、男女の平均賃金の平均値を基礎に算定するもの⁴⁴⁾がある。

(2) 学 説

学説は、幼児死亡の場合にも被害者本人に逸失利益の賠償請求権が発生しそれが遺族に相続されるという立場から問題を考えるもの、幼児死亡の

場合の損害賠償のあり方として相続説を否定した上でこの問題を考えるものの大きく2つに分けることができる⁴⁵。

(i) 相続肯定説

全労働者の平均賃金を逸失利益算定の基礎に用いる方法，女子についても男子労働者平均賃金を基礎とする方法，女子については生活費の控除割合を小さくする方法，女子の稼働年齢を男子より早める方法，慰謝料で補完する方法，女子労働者の平均賃金を基礎とし家事労働分を加算する方法がある。

の方法を主張する学説は，(ア) 幼児の場合は過去の実績がないから，合理的と考えられる数字を算定の基礎にすればよいとするもの⁴⁶，(イ) 被害者の属性が不明確である年少者に対しては将来に開かれた可能性を重視することで，就労可能性の将来に向けた広がり直截に着目して逸失利益を算定すべきとするもの⁴⁷，(ウ) 法制度や社会状況の変化によって，男性のみが選択してきた道に女性が比較的容易に進めるようになるのではないかという「将来予測」に通じる考え方を重視するもの⁴⁸，(エ) 損害の概念につき稼働能力喪失説の立場にたち，「稼働能力」はいわば可能性の問題であり，未知数の要素が大きい幼児の将来の可能性についてはできるだけ理念的思考を取り入れるべきとするもの⁴⁹等がある。の方法に対しては，逸失利益の算定は現実・具体的な収入額を基礎とするのが原則であるので，女兒につき女子平均賃金が明らかであるのにより抽象的な全労働者平均賃金を基準とすることは許されない⁵⁰，男児につき男子平均賃金を逸失利益算定の基礎としつづけるならば男女格差は縮小するものの残存するし，男児についても全労働者平均賃金を基礎とするならば男児の損害賠償額は現在に比べ減少するという実際上の難点があるとの批判がある⁵¹。

の方法を主張する学説は，(ア) 損害の概念につき稼働能力喪失説の立場にたち，労働者の稼働能力を十分に把握していることを根拠にするもの⁵²，(イ) 潜在的稼働能力を就労前に喪失せしめられた女子の逸失利益の算定に当たっては，現実の就業構造を前提とすることはなく男子と同一の

労働に就きうる可能性を摘み取られたものと考え、同一労働同一賃金の原則（労働基準法4条）から見て賃金センサスの男子平均賃金を基準とすべきとするもの⁵³⁾がある。の方法に対しては、増額の志向だけが高走りした観があり理論的には無理であろうとの批判がある⁵⁴⁾。

の方法を主張する学説は、女子の方が一般に、男子に比して日常の身の回りの仕事を処理し料理を作って外食等を控えるなどして家計費を節約するという事情にあること⁵⁵⁾を根拠にする。の方法に対しては、いかにも技巧的でありなぜ女子の場合のみ生活費を低く見積もらなければならぬかの理由が見出し難い⁵⁶⁾、後遺症に基づく逸失利益の算定には用いることができないという限界がある⁵⁷⁾、一般的に男性の方が女性より社交費などが余計かかるとすれば、幼児損害賠償の場合に避けるべき性的差別の容認となるとの批判がある⁵⁸⁾。

の方法を主張する学説に対しては、いかにも技巧的でありなぜ女子の場合にのみ稼働可能期間を延長するのかの理由が見出し難い。あまりに技巧的な方法を使うことによって新たな不平等の芽を残すことになる⁵⁹⁾、男子に並んで女子の上級学校進学が世の中の趨勢となっている時節柄、今後の論理ではありえまいとの批判がある⁶⁰⁾。

の方法を主張する学説として、(ア) 格差はやむをえず慰謝料で配慮するのが限度であろうとするもの⁶¹⁾、(イ) 将来の不確かな幼児については、裁判官は賃金センサスのような一見客観的にみえる資料に振り回されることなく、慰謝料を活用することにより望ましい賠償額づくりに努めるべきとするもの⁶²⁾、(ウ) 逸失利益と慰謝料の賠償総額を幼児の性別を問わずに同金額にするという目標を慰謝料のいわゆる調整的作用の射程圏内にとらえるもの⁶³⁾がある。の方法に対しては、慰謝料の算定に男女差をつける根拠が薄弱である⁶⁴⁾、慰謝料は精神的損害の賠償であると考え、親の苦痛に男児・女児で差はないので慰謝料は同じはずである⁶⁵⁾、慰謝料額は裁判官の裁量に委ねられるが、実務上被害者類型ごとに定額化され弾力的な運用が期待できないことから有効とはいえないとの批判がある⁶⁶⁾。

の方法を主張する学説として、(ア) 女子の場合、家事や育児に手を抜けない人が多いであろうから、女子平均賃金説をとる以上家事労働分を別に評価することは当然とするもの⁶⁷⁾、(イ) 女子平均賃金は潜在的な家事労働能力を評価しておらず、その評価を現在の女子平均賃金に上乗せする根拠がある⁶⁸⁾とするものがある。の方法に対しては、家事労働分をどのように算定するかという問題⁶⁹⁾、家事労働分を加算することは、女子平均賃金が家事労働分を含まない職業人としての収入であることを前提とすることになり、職業人としての収入を平均労働不能年齢まで認めることは女子労働の実態に合わないので、女子が平均初婚年齢以後も勤め続ける率を考慮しつつ、女子平均賃金に基づき職業人としての逸失利益を算出し、これに家事労働分を加えることになるとの批判が存在する⁷⁰⁾。

(ii) 相続否定説

立法者は、生命侵害の損害賠償請求権者については相続構成をとらず、扶養侵害に基づく財産的損害賠償は当然のこととし、悲哀等に対する「慰藉金」については明文がないと疑惑を惹起する恐れがあるので711条を置いたとしている⁷¹⁾。不法行為の被害者が死亡した場合、死者に発生した損害賠償請求権が相続されるとするのが判例である。相続構成による方が被害者に有利で立証も容易なので⁷²⁾、扶養侵害による賠償がどのような要件で認められるかは、あまり議論されていないといえる。

有力な見解として、未成年者の親には通常扶養利益の喪失はないことを前提に、幼児等の死亡による両親の損害の実質は子を失ったことによる精神的苦痛であるから慰謝料に統一すべきである⁷³⁾、子を含んだ婚姻共同生活体の喪失と考えて慰謝料の高額化をすべきである⁷⁴⁾、父母は幼児をとりまく今までの生活破壊を金銭的に評価してこれを慰謝料の形で請求することができる⁷⁵⁾、養育費や教育費として子供のために使った費用がむだになったことに対する賠償を認めることが合理的とする見解⁷⁶⁾がある。

慰謝料として問題を処理した場合(上記)、子を失った親の悲し

みに違いはないから、被害者が男児か女児かで差は生じないことになる⁷⁷⁾。また、むだになった費用という考え方（上記）においても、必要な養育費につき一定年齢までは男女でそれほど差があるはずがないので、幼児死亡の場合における賠償の男女格差は解消することになる⁷⁸⁾。

(3) 小 括

ここでは議論の状況を踏まえたうえで、男女間格差に対する是非・是正方法について自分の意見を述べる。

(i) 男女間格差に対する是非について

現在の賃金センサスに大きな男女間格差があることは否めない。しかし、年少者には男女を問わず無限の可能性があり、将来の予測は極めて困難である。にもかかわらず、性別に着目して大きな格差を是認することには強い抵抗を感じる。また、後述するように、女性が社会進出を果たし男女共同参画に対する様々な制度が整備されている現在においては、賃金センサスの格差を年少者の将来の逸失利益に反映させることに疑問を感じずにはいられない。そこで、以下男女間格差をいかに是正したらよいかを論じる。

(ii) 男女間格差の是正方法について

相続構成が立法者の意思に反し幼児の逸失利益の逆相続が非合理であるとの指摘は、説得的と思える。しかし、[(2)(ii)]によると客観性のある額を算出できず、法的安定性の見地から妥当でないと考える。また、被告の防御という点からも問題である。[(2)(ii)]と考えると、支出せずにすんだ額との関係が問題となる。また、子に費やした費用をむだということに抵抗を感じずにはいられない。しかも、相続構成が裁判実務に浸透し、今後の抜本的な改革は期待できない状況にある。そこで本稿では、相続構成の枠組みの中であるべき逸失利益の算定方法を検討することにした。では、いかなる方法によるべきか。

思うに、[(2)(i)]は女子の方が一般に、男子に比して日常の身の回りの仕事を自ら処理し自ら料理を作って外食等を控えるなどして家計費を節

約するという事情にあるというが、家計費を節約する事情にあるかどうかは、個人の価値観に基づくものであって性別によって一般化することはできない。

また、[(2)(イ)]は女子の高校進学率が96.5%(平成14年)である現在においては⁷⁹⁾、あまりに技巧的であるとする。

さらに、[(2)(イ)]は柔軟性に富むといえるが、そのことは裁判官により判断が異なることを意味し法的安定性の見地から賛成できない。また、相続否定説が述べるように子を亡くした親の精神的損害は男女間で異なるとはいえないと考えるため、説得力を欠いている。

[(2)(イ)]のうち(ア)は価値判断としては賛成できるが、説得的でないとする。[(イ)(ウ)]については、第4章の検討部分で論じることにする。(エ)については価値判断としては賛成できるが、それを正当化できるだけの客観的な事情が必要であるとする。客観的な事情として就労可能性が考えられる。就労可能性については、第4章で検討する。同様に、[(2)(イ)]についても第4章で検討する。

最後に、[(2)(イ)]は第5章で詳しく検討することにする。

第4章 東京高判平成13年8月20日の論理と評価

本章では、女子年少者の逸失利益の算定につき、高裁判決として初めて全労働者平均賃金を基礎収入とした東京高裁平成13年8月20日判決(判時1757号38頁)を紹介したうえで、従来の判例と比較・検討し、その後の裁判実務の展開を追ってみる。

第1節 東京高裁平成13年8月20日判決

(1) 事案の概要

11歳の女子Aは、平成11年9月16日、信号機による交通整理の行われていない交差点において渋滞停止中の路線バスの後ろから交差点を横断し

ようとしたところ、走行してきた Y_1 が保有し Y_2 が運転する自動車に衝突され頭蓋内損傷を負って死亡した。

そこで、 A の父である X は、 Y らに対し、民法709条及び自賠法3条に基づき損害賠償を請求した。女子の雇用をめぐる最近の変化にかんがみると賃金の男女間格差は次第に少なくなると予想されるから、全労働者の平均賃金を逸失利益算定の基礎収入とすべきとし、平成10年の賃金センサスによる全労働者全年齢平均年収の499万8700円を基礎収入とし、生活費控除率を40%としてライブニッツ方式により中間利息を控除した4066万2824円が相当と主張した。

(2) 第1審判決（東京地判平成13年3月8日，判時1739号21頁）

第1審は、「年少者は多様な就労可能性を有するから、現在の男女間の賃金格差を逸失利益に反映させるのは将来の収入の認定ないし蓋然性の判断として必ずしも合理的なものとはいえないこと、年少者の逸失利益に男女間の賃金格差と同様の差異を設けることは、年少者の多様な発展可能性を性により差別する側面を有しており個人の尊厳・男女平等の理念に照らして適当でないこと、女性をめぐる法制度・社会環境が大きく変化しつつあること、その結果、賃金格差の原因となっている従来の就労形態にも変化が生じ、これまで男性が占めていた職業領域に女性が進出しつつあること等にかんがみると、逸失利益の算定の基礎としては、女性が将来において選択し得る職業領域の多様さを反映するものとして全労働者の平均賃金を採用することがより合理性を有する」とし、生活費控除率は45%が相当とした。従来、女子年少者に対しては女子平均賃金を基礎に生活費控除率を3～4割とする傾向にあったが、全労働者平均賃金を基礎としたため生活費控除率を45%に引き上げたと思われる。第1審判決は、女性が男性並みに働く事情があることを蓋然性判断に用いているといえる。

第1審判決に対して、 Y らが女子平均賃金を基礎として算定されるべきとして控訴した。

(3) 控訴審判決(東京高判平成13年8月20日,以下「本判決」とする)

「本判決」は、Yらの控訴を棄却したが、逸失利益については、「賃金センサスによる平均賃金には男女間に相当な格差が生じているが、……労働能力に性別に由来する差は存在しない。年少者の場合、多様な就労可能性を有しており、また法制度や社会環境、更には社会の意識等、女子の就労環境をめぐる近時の労働傾向等も勘案すると、将来の就労可能性の幅に男女格差はもはや存在しないに等しい状況にあると考えられる。もっとも、近い将来において平均賃金の男女間格差が解消するという見込みがあるとはいいい難いが、年少者に就労可能性が男女を問わず等しく与えられていることは別個の問題であって、賃金の平均値に男女差があることが個々の年少者の将来得べかりし収入の認定や蓋然性の判断に結びつくものではない。そもそも、性別は個々の年少者の備える多くの属性の一つであるにすぎないのであって、他の属性をすべて無視して統計的数値の得られやすい性別という属性のみを取り上げることは、性別による合理的な理由のない差別というほかない。したがって、高等学校卒業までか、少なくとも義務教育を終了するまでの女子年少者については、男女を併せた全労働者の平均賃金を用いるのが合理的」であり、「このように解しても、逸失利益を過大に認定することにはならない」と判断した。

傍論として、男子年少者の逸失利益の算定について「全労働者の平均賃金を用いた上で、生活費控除率も男女同一とすることが、より簡明直截な処理である」と示している。「本判決」に対して、Yらが上告受理の申立をした。

(4) 上告審決定(最高裁平成14年7月9日,交通民集35巻4号917頁)

最高裁は、上告不受理の決定をした。上告不受理の決定理由は明らかでないが、逸失利益の算定は事実認定であるとする従来最高裁の立場から、法律審である以上判断をなさなかったものと思われる。

第2節 検 討

本節では、「本判決」が判例に整合するものかどうかを分析・検討する。そのうえで、「本判決」に関する問題点の検討をする。

（1）最高裁昭和39年6月24日判決との整合性

昭和39年判決は、「年少者死亡の場合における消極的損害の賠償請求については、一般の場合に比し不正確さが伴うにしても」「できうるかぎり蓋然性のある額を算出するように努め」「被害者側にとって控えめな算定方法」によることを示している。

女子年少者が将来稼働して得ることができるであろう収入は、賃金センサスの女子平均賃金に近いものとなる蓋然性の方が高いのであろうか。「本判決」は年少者の多様な就労可能性を強調して、全労働者平均賃金を基礎とする結論を導いている。そこで、積極的に年少者に多様な就労可能性があるといえるかを見たうえで、全労働者平均賃金に近いものとなる蓋然性の方が高いかどうかを検討することにしたい。

この点につき、1989年に全ての国家公務員の採用試験で女性の受験制限がなくなり、また幅広い分野で女性が役職に就いている状況にあるといえる⁸⁰⁾。さらに従来男性が多くを占めていた職種に対する女性の社会進出をみるに、まず政治部門において、衆議院議員における女性の割合は、平成元年までは1%台から2%台であったが、平成2年に4.6%となり、平成15年に至っては7.1%と15年ほどで3倍となっている。参議院議員も、平成元年に10%を超え、平成15年に至っては15.4%となり、15年ほどで1.5倍となっている⁸¹⁾。次に司法部門において、司法試験の合格者に占める女子の割合は、昭和26年度には0.7%にすぎなかったが、平成5年度には20%となり、平成15年度に至っては24%⁸²⁾となっている。よって、法曹の4人に1人は女性である。これらのことは、能力と意欲さえあれば女子も男子と同様の職種や勤務形態を選択することは容易であり、昨今現に実践

されている⁸³⁾ことを表しているといえよう。したがって、女性の社会進出が進み、女子年少者は自己の意思次第によって多様な就労可能性を有しているといえる。

他方、看護師・保育士等女性が多く占めていた職種への男性の進出が見られ、また女性に多かったとされる勤務形態であるパートタイマーを少なくない男性が担っている状況にある⁸⁴⁾。したがって、男子年少者も自己の意思次第によって多様な就労可能性を有しているといえる。

また昭和39年判決は、当時賠償を認めるべきかどうか見解が分かれていた幼児の逸失利益について、算定困難であることを理由としてたやすく賠償を否定することに反対し、これを積極的に認めた判決であるといえるのではないかとすると、昭和39年判決を理由に女子年少者の多様な就労可能性に目を閉ざすことを正当化するのは難しいのではないかと⁸⁵⁾。

よって、全労働者平均賃金に近いものとなる蓋然性は十分にあるといえよう。したがって、女子年少者に対して、女子であることを理由として女子平均賃金を基礎収入とし現在の男女間格差をそのまま押し付けることは、算定方法としてあまりに控えめにすぎるとは思えないかと考える。

以上から、「本判決」は、昭和39年判決と整合しないとはいえない。

(2) 最高裁昭和62年1月19日判決との整合性

昭和62年判決は、女子年少者の逸失利益を算定するに当たり「賃金センサスの女子労働者平均賃金を基礎収入として算定すれば、逸失利益は右の算定により評価し尽くされることになる」と判断しているから、全労働者平均賃金を基礎収入とする「本判決」は抵触していると思える。しかし、昭和62年判決は「賃金センサスに示されている男女間格差は現実の労働市場における実態を反映して」おり、女子年少者の逸失利益を算定するに当たって「予測困難な右格差の解消ないし縮小が確実に生じるものとして現時点において損害賠償額に反映させ、これを不法行為者に負担させることは、損害賠償額の算定方法として必ずしも合理的」とはいえないとしてい

るから、社会状況が変化し格差の「縮小が確実に生じるもの」といえれば、女子労働者平均賃金を基礎収入としなくても不合理とはいえなくなる。そこで、現在において社会状況が変化し格差の「縮小が確実に生じるもの」といえるかを検討することにしたい。

男女別平均賃金センサスにおける男女間格差を見るに、平成3年までは男子を100とした場合女子は54%から56%であったが、平成14年には66.5%となっており、10年間で10%の縮小が認められる。

賃金センサスになぜこのような男女間格差が生じているかといえ、賃金センサスはパートタイム労働者を除いた常用労働者を対象としたものであるところ⁸⁶⁾、男子については20歳から59歳まで各年齢層に相当数の労働者がいるのに対し、女子の場合は20歳から29歳までの労働者数が飛び抜けて多いため、年功序列の賃金体系により女子平均賃金が低くなっている。なぜ20歳から29歳までの労働者数が多いかといえ、結婚・出産を契機に就業を中断してしまう者が多いからである⁸⁷⁾。このように労働率は結婚・出産を契機に下がるが、女性の就業希望者を含めた潜在的労働力率は逆U字カーブに近づいている。これは子育て期にも就業継続を希望する者が多いが、実際は就業できないという状況を示している。

育児期に正社員として働いていた職場を退職するのではなく、正社員の身分のままフルタイム労働からパートタイム労働に転換し仕事を継続するシステムを導入する国では、男女間の賃金格差が縮小している⁸⁸⁾。よって、結婚・出産等により退職せずに働き続ける女子労働者が増えると、女子労働者の平均賃金は上昇することになるといえる。それでは、結婚・出産等によって退職せずに働き続ける女性労働者が増えるといえるか。

制度面を見るに、近年諸々の法改正や閣議決定がなされ、雇用における男女同一の制度が確立され諸政策が実施に移されている。すなわち、平成11年4月施行の「男女雇用機会均等法」の改正により採用・配置・昇進・定年・退職・解雇等に関し差別的取扱いが禁止され、違反している事業主に対する制裁規定が設けられた。また労働基準法の改正も行われ、女性の

時間外・休日労働、深夜業の制限が撤廃された。さらには平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、それに基づき平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、現在政府が一体となって性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指している⁸⁹⁾。加えて平成14年4月から全面施行となった「育児介護休業法」の改正により、子の養育や家族の介護を行いながら職業生活を営むことができるようになった⁹⁰⁾。以上のことから、女子が男子と同様の条件で就職・勤務し続ける環境がつけられ、今後さらに環境整備が行われるものといえよう。このように女性が働きやすい環境になれば、前述のようにもともと女性は働く意欲があるのだから、女子平均賃金は上昇し男女格差も縮小すると考える。

よって、社会状況が変化し格差の「縮小が確実に生じるもの」といえる。したがって、現時点において損害賠償額に反映させ、これを不法行為者に負担させることは損害賠償額の算定方法として必ずしも不合理とはいえない。

以上から、「本判決」は、昭和62年判決と整合しないとはいえない。

(3) その他の問題

ここでは「本判決」に関連して問題となる点を指摘したうえで、問題点に対する自分の意見を述べることにする。

(i) 男子年少者の逸失利益

まず、「本判決」の傍論で全労働者平均賃金によるべきとされた男子年少者の逸失利益をいかに解するかが問題となる。女子年少者について全労働者の平均賃金を用いて基礎収入を算定しても、男子年少者について従来どおり男子労働者の平均賃金を用いる⁹¹⁾とすれば、結局男女間格差は解消されない。これに対し、女子につき生活費控除率を45%にするとほとんど同額になるとして、男女の賃金格差は解消されている⁹²⁾とするものがある。しかし、本稿が念頭におく死亡事案では生活費控除率で調整が可能である

が、後遺症事案では調整することができないという問題がある。そもそも男女で生活費に差があるとはいえないから、生活費控除率は男女を問わず同様に解すべきである。前述のとおり年少者の将来の就労可能性は男女を問わず無限の可能性があるので、男子年少者についても全労働者平均賃金を基礎収入とすべきと考える。

このように考えると、男子年少者の逸失利益を算定するための基礎収入を全労働者の平均賃金に切り下げることになる⁹³⁾が、損害を将来の就労可能性を摘み取ったことと解し、女子と男子が同様に働くことができるようになる⁹⁴⁾と考える以上、男女で差を設けることはできない。そして損害を稼働能力と捉える自説では、男子・女子・全労働者平均賃金という統計資料も手がかりにすぎず、男子平均賃金と全労働者平均賃金の格差は90%であるにすぎない。ここで女子についても、将来の就労可能性を男子平均賃金と捉えることも考えられなくはないが、蓋然性の判断として将来において女子労働者の平均賃金が男子労働者平均賃金と同額になることは考えにくく、また多数の女子有職者が女子年少者を下回るという不均衡をもたらすことになる⁹⁴⁾から、男子平均賃金を基礎にすることには賛成できない。よって、将来の就労可能性の評価は、やはり全労働者平均賃金であると考える。

以上から、男子年少者についても全労働者平均賃金を基礎収入とすべきと考える。

(ii) 「年少者」の範囲

次に、全労働者平均賃金を基礎にする女子年少者の範囲をいかに捉えるかが問題となる。「本判決」では、「高等学校卒業までか、少なくとも義務教育を終了するまで」としている。この点については高校卒業までと解する。なぜなら、高校卒業までは就労につき具体的な展望が定まっていないと考えるからである。このことは、平成14年における大学・短期大学への進学率が男子48.8%、女子48.5%となっており、進学率の上昇が続いていること⁹⁵⁾からも根拠づけられる。

「年少者」の範囲を高校卒業までと考えるのは、就労につき具体的な展望が定まっていないことを理由とするから、高校卒業までの者であっても具体的な展望が定まっている者については全労働者平均賃金を基礎収入とすることはできないと考える。とすると、具体的な展望が定まっているかの判断が問題になるが、将来の夢という形で漠然と描いている限りでは後に変更するという可能性が多分にあるから、就職活動をし内定していたというような特段の場合のみをいうと考える。特段の場合にあたるときには、個人に着目した蓋然性判断を行うべきである。なぜなら、逸失利益の算定は基本的に事実認定の問題であると考えからである。抽象的な判断によらなくてもよい場合には、具体的な判断による必要がある。

以上から、前述の特段の場合を除いて、「年少者」は高校卒業までの未就労者と考える。

第3節 本判決前後の裁判実務

女子年少者の逸失利益の算定にあたり、「本判決」と同様、全労働者の平均賃金を基礎としたものとして、奈良地葛城支判平成12年7月4日(判タ1016号234頁)、控訴審である大阪高判平成13年9月26日(判時1768号95頁)がある。他方、女子平均賃金を基礎としたものとして、福岡地判平成12年3月29日(判時1756号104頁)、控訴審である福岡高判平成13年3月7日(判タ1061号222頁)、東京高判平成13年10月16日(判時1772号57頁)がある。

以上のように高裁判決は割れており、実務は二分された状況にあるといえる。最高裁は上告不受理決定をし、女子年少者の逸失利益の判断をしていないことから、しばらくは二分された状況が続くと思われる。

第5章 家事労働と賃金センサス

第4章の検討は、年少者が将来就職し働き続けることを前提としたもの

であった。しかし、年少者が将来就職し働き続けない可能性もある。そこで、家事労働を評価するか、評価するとしていかに算定するかが問題となる。本章では、昭和49年判決が主婦に対し女子平均賃金を基礎収入として算定したことに対する疑問点から出発し、賃金センサスの合理性を家事労働の評価を検討する中で考えてみたい。

第1節 家事労働の定義，内容

昭和49年判決は主婦を対象にしたものであるが、主婦の家事労働とは、一般的に、炊事、掃除、洗濯、育児や家計等の家政一般、婚姻生活上その本拠の家庭で行われる日常の仕事であり、現在ではその殆どが費用を出して代替労働力を購うことができる⁹⁶⁾。また高齢化の進展に伴って⁹⁷⁾、高齢者の介護が女性の家事労働の中でかなりの比重を占めつつある⁹⁸⁾。介護の内容は衣食住関連の家事から看護に近いものまで多種多様であり、それに要する時間も断続・間欠的で、特定することが難しく、それだけに拘束される時間が長くなっている。

第2節 家事労働分の評価の要否

(1) 専業主婦の場合

逸失利益あるいは労働能力喪失損害は、専業主婦を想定する場合でも潜在的な稼働能力と顕在的な家事労働能力との両面から評価することができる。女子平均賃金を基準とする算定方法は前者の側面だけをごく不十分に評価しているにすぎず、残りの家事労働は完全に評価から洩れており、その家事労働の圧力によって女子平均賃金が押し下げられている。よって、現在の女子平均賃金は女子の労働能力をトータルに評価する資料としては甚だ不十分であり、平均賃金の男女格差は正しい意味の男女の労働能力の格差に対応したものとはなっていない。したがって、専業主婦の労働能力評価にあたって、少なくとも家事労働分の評価を現在の女子平均賃金に乗せする根拠は十分にあるといえる。

これに対して、売買の対象となる機械の場合とは異なり、稼働能力があってもそれを使用しないのが本人の明確な意思であるならば、その喪失によって実質的な損害は発生しないとみるべきとする見解がある。しかし、潜在的労働力は逆ひ字を描いていることから、結婚後、一時的あるいは継続的に職から退いたとしても、稼働能力を使用しないのが本人の明確な意思であるとはいえないと考える。したがって、無為徒食者と主婦とを同視することは適当でないといえ、何らかの形で家事労働自体の価値を評価する考え方をとりいれ⁹⁹⁾るべきと考える。

(2) 有職主婦の場合

有職の主婦の家庭では、主婦のみでなく夫や子供等が家事労働を一部分担することが少なくないから、主婦の家事労働は家族の構成員として仕事の分担をしているにすぎないという要素が濃厚であり、時間的な制約等から専業主婦と比較して質量ともに劣るのが通常であるから、特別の事情のない限り、有職の主婦については家事労働と他の労働をあわせて一人前の労働分として評価するのが相当¹⁰⁰⁾とする見解がある。これに対して、専業主婦の家事労働が賠償額として認められるだけの「財産上の収益」をあげるとすれば、有職主婦が寸暇を惜しんで行う高能率の家事労働の「財産上の収益」を否定するわけにはいかないとし、有職主婦について家事労働分を加算することを認めれば、女性の場合に1・数人分、場合によっては2人分の損害賠償を認めることになるという問題点、さらには家事労働を一部分担していた夫が死亡した場合、身のまわりの衣食住の問題を処理している単身者の逸失利益の算定において家事労働分を算入するかという問題点が生じかねない¹⁰¹⁾との指摘がある。

ここで、有職主婦が高能率の家事労働を行っているといえるかを検討する。育児期にある有業者の妻の家事関連時間は5.6時間であるが、夫の家事関連時間は0.8時間である¹⁰²⁾。フルタイマー、パートタイマーを問わず、家事労働のほとんどを女性が担っている状況にある。このことは、家事労

働に従事するかたわらいわば「労働力の切り売り」をしているため給与が低くおさえられる傾向にある女子労働者に対して、家事労働分の金銭評価を平均賃金に上乘せして加算する考え方に説得力を与えるもの¹⁰³⁾といえよう。したがって、有職主婦の場合でも、家事労働を評価すべき場合があると考ええる。

なお、昭和62年判決は「専業としての職業に従事しながら、更に家事労働に従事している場合における家事労働は、家庭の構成員としての仕事の分担によるものであるから」「家事労働による利益を金銭に評価した上、これを逸失利益算出の基礎とすべき利益として給与額に加算することは相当でない」としており、まずパートタイマーとして働く主婦の家事労働分については判断していない¹⁰⁴⁾といえる。さらに「家事労働分を加算することは、将来労働によって取得しうる利益を二重に評価計算することに帰するから相当ではない」としていることから、判決の射程距離を限定しようとしている¹⁰⁵⁾といえる。よって、フルタイムで働き、現実に家事労働をしている場合も含んでいないと解される。

(3) 家事労働を評価する必要がある場合

では、家事労働を評価する必要がある場合をいかに考えるか、有職者である場合にも全て家事労働を評価するかが問題となる。

思うに、誰でも何らかの家事労働に従事している状況においては、家事労働にあたることをもって、全てを金銭評価することはできないと考える。単身者、またはほんの少しでも家事労働を負担している夫等について逐一家事労働を評価することは、あまりに煩雑だからである。また、生活を営むうえで家事労働の一部分を行うことは、全てのひとにとって不可欠だからである。そこで、昭和62年判決に示されるように「家庭の構成員としての仕事の分担」を超えて、家族の構成員に対して「特別の」サービスを提供している場合に、加算する必要があると考える。具体的には、従事している家事労働の内容・家族構成等を含む家庭の実態から判断し、

家事労働以外の仕事に従事している程度から判断すべき¹⁰⁶⁾と考える。

(4) 小 括

以上のように、「家庭の構成員としての仕事の分担」を超えて、家族の構成員に対して「特別の」サービスを提供している場合には、家事労働分を評価する必要があると考えるが、これに対しては、「女性役割」とくに専業の「主婦役割」の評価や強化であるとの批判がある。しかし、性別分業と家父長制的関係に基礎づけられた「女性役割」や「主婦役割」から解放し、家事労働を男性と女性そして社会がコストを担うところの労働として明確に位置づけなおす¹⁰⁷⁾ものとする。というのも、家事労働を評価しないことから女性の多くが労働市場から排除され被扶養者となり、また「再生産労働」として男性が支配し利用するという結果になっていると思うからである¹⁰⁸⁾。さらに家事労働分を評価することによって、今より効果的な形で「再生産労働」が行われるのではないかと考える。すなわち、家事労働に対する理解が少しでも深まるのではないかと考える。家事労働を社会的に評価することと、法制度において評価することは別問題である。しかし、法制度は社会の評価を反映するものでなければならない。前述のように家事労働をめぐる現在の状態が望ましくないといえるから、それを変えるように作用する損害賠償ルールをつくりだす必要があるのではないかと¹⁰⁹⁾考えるのである。

第3節 家事労働分の評価方法

「特別の」サービスを提供している場合、家事労働分を評価する必要があると考えるが、次にいかに算定するか問題となる。

家事労働分を算定する場合、家事を労働として捉えてできるだけ実態を明らかにしたうえで、個別具体的に金銭に換算する方法、個別具体的な評価をしないで、ある種の制度的割り切りをしてしまう方法の2つが考えられる¹¹⁰⁾。

(1) 個別具体的に換算する方法

実態を明らかにして金銭に評価する方法（前掲 ）は、現実家事労働を行っている場合には、証拠によって家事労働の実態を立証することになる。一般には主婦の年齢に応じて家事労働の経済的価値が変化することは確かであろうが、年齢的な要因よりも被害者である主婦の家庭の個別的事情や要因がその経済的価値に大きな影響を及ぼすものと考えられる¹¹¹⁾。家事労働を行っていない場合には、将来の家事労働を現在の統計を基準として推定することになるが、そのためには平均的な家事労働の実態を明らかにする必要がある。

昭和49年判決は、家事労働を「労働社会」へおいてみる方法を示唆している¹¹²⁾。すなわち「他人に依頼すればどれだけの対価を支払わなければならないか」を考慮する方法を用い、「金銭的に評価することが困難な場合」には、女子平均賃金による場合があることを示している。しかし、女子平均賃金は家事労働分を評価していないから、家事労働の算定にこれを用いることは背理でないか¹¹³⁾。さらに、男性が家事労働を専業として分担することを選択した「主夫」の場合¹¹⁴⁾に男子平均賃金を用いるとすれば、家事労働の賃金が性別によって異なることになり、公平に反し問題ではないか。

家事労働を「労働社会」へおいてみる方法による場合、対価を決定する要素として労働内容と労働時間が考えられる。まず労働内容をみるに、前述のとおり家事労働は多種多様で、複雑性を有するものであり、「労働社会」における労働に劣るものではないといえる。次に労働時間をみるに、専業主婦の家事労働は1日平均で7.5時間であり、有職主婦は4.5時間である¹¹⁵⁾とされる。これを1ヶ月に換算すると、専業主婦は225時間、有職主婦は135時間となる。これに対して、全労働者の平均労働時間が152.2時間である¹¹⁶⁾。よって、専業主婦は約1.5倍、有職主婦においても約0.9倍もの時間、家事労働を行っていることになり、家事労働の対価は相当高いものとなると考えられる。したがって、専業主婦の家事労働は、控えめに算

定したとしても女子平均賃金より高く算定されるべきといえよう。また有職主婦の場合であっても、家事労働分を評価する必要がある「特別の」サービスを多くの場合に提供しているといえそうである。したがって、全労働者の平均労働時間にほぼ等しい家事労働分と実際の収入を合わせると、女子平均賃金より高額になるといえる。以上のことから、家事労働を「労働社会」へおいてみる方法を示唆しつつ家事労働分の算定を女子平均賃金による余地を残している判決は、矛盾したものとする。結局、家事労働は代替労働力を購うことができるから、その算定は仕事の類似する家政婦賃金や看護婦賃金によるべきと考える¹¹⁷⁾。

したがって、現実に家事労働が行われている場合には、家事労働の内容・時間配分等を考慮して、家政婦賃金や看護婦賃金によって個別具体的に家事労働分を換算すべきである。もっとも、前述のとおり家事労働を評価する必要がある場合を「家庭の構成員としての仕事の分担」を超えて、家族の構成員に対して「特別の」サービスを提供している場合と考えるから、専業・有職主婦を問わず「家族の構成員としての仕事の分担」にあたる部分については算定しない。このことは男性が家事労働を負担している場合でも、同様にあてはまると考える。

他方で、家事労働を行っていない年少者について家事労働分を算定する場合には、現実に家事労働を行っている者の家事労働の内容・時間配分等を考慮して換算された金額によることが理想的であるとする。しかしこのような方法は、家事労働の多種多様、複雑性ゆえにあまりに煩雑である。だからといって女子平均賃金によることは、平均的な家事労働の実態を明らかにしたものといえず、あまりに控えめすぎることになってしまう。そこで現実に家事労働が行われていない場合には、制度的割り切りをする方法が妥当ではないかと考える。

(2) 制度的割り切りをする方法

制度的割り切りをしてしまう方法(前掲)には、家事労働を労働とし

て捉えず愛情を評価するという方法（ 1 ）と、家事労働を労働として捉えたうえで制度的割り切りをするという方法（ 2 ）が考えられる¹¹⁸⁾。

（ 1 ）は、損害賠償額の男女間格差を慰謝料評価のレベルで是正しようとする考え方に通じるものである¹¹⁹⁾。本稿では相続構成を前提とするから、採用することはできない。

（ 2 ）に該当するものとして、以下の3方法が考えられる。

第1に、夫の収入は妻の内助の功によるものであるからその2分の1は妻に帰属すべきものであり、夫の収入の2分の1を妻の逸失利益と認めるべきとする主張があるが、サラリーマン等の場合、妻の死亡によって現実に収入が2分の1とならない¹²⁰⁾から疑問である。また夫が富豪である場合、家事労働は家政婦によることが少なくないであろうから、妻の内助の功を観念するのに抵抗を感じずにはいられない。

第2に、男女別初任給平均を比べた場合、男女間にはほとんど格差が生じていない¹²¹⁾のに、全年齢の女子平均賃金は男性の66.5%である。その原因として女性の学歴の低さ、勤務年数の短さ、昇進をしないまたは遅いこと等が考えられるが、実は別の要因の結果である。例えば女性の学歴は大学卒でなく短大卒であることが多いが、それは女性が結婚・就職するにはその方が有利であるとか、どうせ家庭に入るのだからそれくらいでいいという理由によるものである。勤務年数が短いということも仕事の内容と無関係ではない。仕事に対する不満が退職や転職の1つの要因となる。そして労働の場や社会一般の女性に対するこのような処遇は、結局は女性が家事労働を担っており、結婚や出産を契機に職を離れるという事実に起因している。また女性は家事労働の負担が軽くなった段階で労働市場に再び参入するが、終身雇用制のもとで通常の雇用制度に組み込まれず、より安い労働力となる。このような労働の場における社会構造は、総体として女性の地位を引き下げる方向に作用している。したがって、労働市場における男女の全年齢の平均賃金の格差は、性による役割分担の結果発生してお

り、差額は家事労働分を反映している¹²²⁾とする見解がある。この見解は、男女間格差の原因を深く探究した点で評価できる。しかし、結婚しない、結婚しても出産しないというライフスタイルをとる女性も少なくない。そのような場合職を離れることはないが、男性と比べ低賃金である場合が多い。それは同一労働同一賃金の原則が守られず、役職に就く機会が少ないことが理由であると思われる。よって、女性の地位を引き下げる方向に作用するのは、家事労働を負担することのみではない。したがって、この見解を採用することはできない。

第3に、女子平均賃金が家事労働を負担するため仕事に集中できないという事情に基づいて男子平均賃金よりも低くなっているとすると、女子平均賃金に家事労働分を加えることに説得力があるとする見解がある。そのうえで、男子平均賃金は家事労働を負担せずに仕事に没入できることによって、家事労働を分担すると仮定した場合と比べ高めになっているといえ、男児・女児のいずれにも全労働者平均賃金に基づいて算定すればよい¹²³⁾とする見解がある。年少者の逸失利益を全労働者平均賃金と解するから、この見解の結論には賛成するが、割り切りの根拠が不十分であり問題があると思われる。

前述のように女子平均賃金ではあまりに控えめすぎるから、家事労働分として割り切ることにはできないと考える。仮に家事労働分の算定を男子平均賃金とすれば、外で働くよりも家事労働を行う方が価値が高くなる。しかし、年少者が将来外で働くことの価値を弱めてしまう結論になるから問題である。家事労働分を評価する必要があると考えるから、将来家事労働を行うことも年少者の将来の就労可能性の一場合であると考え。したがって、年少者が将来就職し働き続けることを前提としない場合であっても、全労働者平均賃金を基礎に算定を行うべきである。

男子年少者について考えるに、専業主夫となった場合に男子平均賃金によらずれば、同じ家事労働であるのに基礎収入が異なり、公平に反することになる。また、女子と同様、専業主夫になることも将来の就労可能性

の一場合である。したがって、男子年少者についても、全労働者平均賃金を基礎に算定を行うべきである。

今後の課題 結びにかえて

以上述べたように、年少者における逸失利益の男女間格差は不合理であり、男女を問わず全労働者平均賃金を基礎に算定すべきであると考えられる。

平成13年裁判例の射程が「年少者」と解する高校生までに及ぶとすると、女子大学生・大卒の主婦について女子労働者の平均賃金が基礎収入となりかねない。

そのため、女子大学生の方が年少者より基礎収入が低くなるという批判がある¹²⁴⁾。批判に対しては、大学生の場合には在籍している学校・学部や学業成績、本人の有していた希望等から、どの程度の収入が得られる蓋然性があるかを立証することはさほど困難であるとはいえず、立証によっては男子平均賃金やそれを上回る収入を基礎として逸失利益が算定されることもありうる¹²⁵⁾。とすれば、そのような立証がない場合には多様な就労可能性を有しているとはいえず、女子平均賃金を基礎収入とすることもやむを得ないとの反論が考えられる。しかし、平成14年における大学・短期大学への進学率が男子48.8%、女子48.5%となっており、約半数が高校卒業後も進学するという状況であるにもかかわらず、高校卒業を機に全く多様な就労可能性を考慮しないとすれば、あまりにも偶然の事情に左右されることになるのではないかと思う。大学・短期大学に進学したとしても、就労への具体的な展望が定まっていない場合が多く見受けられる。そのような場合「年少者」ではないが、多様な就労可能性を考慮する余地があるのではないか。

大卒の主婦については、家事労働を個別具体的に換算する方法によれば女子平均賃金より高額になることがほとんどであろうと思われる。

女子年少者の逸失利益の算定につき、女子平均賃金、全労働者平均賃金

のいずれを基礎収入とするか、今後も最高裁は判断しないものと思われる。裁判例が二分化された状態となれば、法的安定性が保たれず被害者間、そして加害者間に不均衡をもたらすことになる。以上述べてきたように、女性をめぐる社会状況が大きく変化している現在においては、裁判例が統一して全労働者平均賃金を基礎収入とすることが望まれる。

- 1) <http://www.npa.go.jp/toukei/koutuu12/h15-shisha.pdf> 参照。
- 2) 岡本智子「未成年女子の生命侵害に基づく損害賠償論 史的展開と近時の理論動向」『民法学の課題と展望 石田喜久夫先生古稀記念論文集』(成文堂, 1999年) 713頁。
- 3) 国立婦人教育会館内婦人教育研究会編集『統計にみる女性の現状』(2000年) 85頁によると、女子15歳以上の30.1%が専業として家事労働に従事している。
- 4) 本判決は主婦の家事労働の財産上の利益性についてのみ判示しているから、現実に家事労働に従事する主婦の死亡の際にも先例となる。最判昭和50年7月8日(交通民集8巻4号905頁)参照。
- 5) 岡本・前掲注2)717頁。
- 6) 楠本安雄「逸失利益の算定と所得額」『現代損害賠償法講座7』(日本評論社, 1974年) 133頁。
- 7) 塩崎勤「人身損害の損害算定上の問題点」『現代損害賠償法の諸問題』(判例タイムズ社, 1999年) 172頁。
- 8) 佐藤歳二「積極損害・消極損害・慰謝料」『新・実務民事訴訟法講座5』(日本評論社, 1983年) 95頁。
- 9) 西原道雄「損害賠償額の法理」ジュリ381号(1967年)152頁,「生命侵害・傷害における損害賠償額」私法27号(1965年)112頁参照。
- 10) 楠本・前掲注6)133頁。
- 11) 吉岡進「交通事故訴訟の課題」『実務民事訴訟講座3』(日本評論社, 1969年)7頁。
- 12) 西原・前掲注9)149頁参照。
- 13) 西原道雄「人身事故における損害賠償額の法理」ジュリ339号(1966年)26頁。
- 14) 吉村良一『人身損害賠償の研究』(日本評論社, 1990年)262頁参照。
- 15) 片桐春一「損害の発生(2) 将来の損害」『裁判実務体系15』(青林書院, 1991年)177頁。
- 16) 山口成樹「人身損害賠償と逸失利益(総論)」『新・現代損害賠償法講座6』(日本評論社, 1998年)170頁。
- 17) 吉村・前掲注14)114頁。
- 18) 楠本・前掲注6)134頁。
- 19) 山口・前掲注16)172頁。
- 20) 楠本・前掲注6)133頁。
- 21) 楠本安雄『人身損害賠償論』(日本評論社, 1984年)128頁。
- 22) 淡路剛久「差額説・相当因果関係説による不法行為損害論の近時の動向 損害論に関する

年少者における逸失利益の男女間格差（田中）

る新たな議論への準備的考察」『新・現代損害賠償法講座6』（日本評論社，1998年）5頁。

- 23) 塩崎勤「差額説」別ジュリ94（1987年）85頁参照。
- 24) 中川良延「主婦の生命侵害と逸失利益」ジュリ増刊，昭和49年度重要判例解説（1975年）82頁参照。
- 25) 厚生労働省発表，第1-5図 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0328-3a.html>。昭和62年が60.5%，平成4年が61.5%，平成9年が63.1%，平成14年が66.5%となっており，緩やかな縮小傾向が見受けられる。
- 26) 佐藤・前掲注8)116頁。
- 27) 松浦以津子「有職主婦の逸失利益の算定方法」判評296号（1983年）36頁。
- 28) 宮崎富哉「幼児の逸失利益」判タ212号（1967年）118頁。
- 29) 千種秀夫「幼児（女子）の逸失利益」別ジュリ48（1975年）103頁。
- 30) 浦川道太郎「女兒の死亡による損害額の算定」判タ505号（1983年）118頁。
- 31) 西原道雄「定額化・定額化論から見た逸失利益の問題」交通法研究10・11合併号（1982年）100頁。
- 32) 岡本・前掲注2)729頁。
- 33) 岡本・前掲注2)729頁。
- 34) 澤井裕「未就労年少者の死亡損失 最高裁判例の軌跡」『損害賠償法の課題と展望 石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集・中巻』（日本評論社，1990年）251頁参照。
- 35) 岡本・前掲注2)729頁。
- 36) 岡本・前掲注2)729頁。
- 37) 岡本智子「逸失利益⁽²⁾ 女兒の場合」別ジュリ152（1999年）115頁。
- 38) 東京地判昭和53年10月23日（判タ428号185頁）。
- 39) 東京地判昭和53年10月23日は35%，東京高判昭和58年1月31日（判時1073号83頁）は30%控除した。
- 40) 東京地判昭和49年2月19日（判時746号63頁）は16歳とし，東京高判昭和55年11月25日（判タ428号183頁）は中卒時とした。
- 41) 東京高判昭和55年11月25日は，幼児死亡の場合に男女格差を認めることは合理性に乏しいことを考慮して慰謝料を算定した。
- 42) 東京地判昭和49年2月19日は年24万円，東京高判昭和50年3月27日（判時781号72頁）は年12万円，東京高判昭和55年11月25日は年60万円を加算した。
- 43) 大阪地判平成6年8月26日（交通民集27巻6号1907頁）は，短大を卒業し幼稚園教諭として働く22歳の女子につき，将来の昇給を考慮し男子労働者短大卒20～24歳の年収額を基礎に算定した。
- 44) 大阪高判平成9年5月29日（交通民集30巻3号646頁）において，将来一級建築士を希望していた19歳の大学2年女子につき，原告は男女の大卒単純平均値を基礎とすることを請求した。

原審（神戸地判平成8年5月14日，交通民集29巻3号719頁）は男女の大卒初任給の加重平均値を採用したが，本判決では単純平均値を基礎とした。結果，原審よりも逸失利益

が1026万円ほど増額し、男女格差は56万円ほどに縮小した。

- 45) 吉村良一「満1歳の女兒の逸失利益を女子労働者の全年齢平均賃金額を基準として算定しても不合理ではないとされた事例」判評342号(1987年)199頁参照。
- 46) 山口純夫「逸失利益の算定と家事労働の評価」判タ649号(1987年)121頁。
- 47) 水野謙「死亡した女子年少者の逸失利益について全労働者の平均賃金を基礎に算定した事例」リマークス2002 下 69頁。
- 48) 座談会「最近の交通事故をめぐる諸問題」交通民集31巻(1999年)410頁、渡邊和義発言。
- 49) 鍛冶良堅「家事労働の法的評価」法セ1974年10月号21頁。
- 50) 松浦・前掲注27)37頁。
- 51) 本田純一「逸失利益⁽⁵⁾ 女兒の逸失利益」別ジュリ94(1987年)97頁。
- 52) 鍛冶千鶴子「男女間格差の問題」交通法研究10・11(1982年)117頁。
- 53) 飯塚和之「年少女子の逸失利益の算定と家事労働分の評価」ジュリ増刊、昭和62年度重要判例解説(1989年)89頁。
- 54) 倉田卓次「少女の逸失利益と家事労働分の加算」別ジュリ47(1975年)189頁。
- 55) 塩崎勤「(完)主婦の逸失利益」判タ927号(1997年)30頁。
- 56) 山口・前掲注16)117頁。松浦・前掲注27)37頁。山田卓生「幼児の死亡損害の男女格差」法時59巻8号(1987年)33頁。
- 57) 水野・前掲注47)67頁。
- 58) 倉田・前掲注54)189頁。
- 59) 山口・前掲注16)117頁。
- 60) 倉田・前掲注54)189頁。
- 61) 佐藤・前掲注8)116頁。
- 62) 淡路剛久「幼児等の生命損害の賠償」法教6号(1981年)61頁。
- 63) 宮崎・前掲注28)118頁。
- 64) 山田・前掲注56)33頁。
- 65) 松浦・前掲注27)37頁。
- 66) 岡本智子「女子年少者の逸失利益を労働者平均賃金を用いて算定した事例」判評520号(2002年)27頁。
- 67) 倉田・前掲注54)189頁。
- 68) 楠本・前掲注21)76頁。
- 69) 山田・前掲注56)34頁参照。
- 70) 松浦・前掲注27)37頁参照。
- 71) 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編(復刻版)』(有斐閣、1984年)886頁参照。
- 72) 加藤一郎「子の死亡による損害賠償」法教22号(1982年)73頁。
- 73) 淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』(有斐閣、1984年)125, 127頁参照。
- 74) 平井宜雄『債権各論 不法行為』(弘文堂、1992年)176頁。
- 75) 川井健『民法教室 不法行為法』(日本評論社、1983年)247頁。

年少者における逸失利益の男女間格差（田中）

- 76) 加藤・前掲注72)77頁。野村好弘「人身損害賠償の改革の方向」判タ682号（1989年）38頁。
- 77) 山口・前掲注16)164頁参照。
- 78) 吉村・前掲注45)200頁。
- 79) 内閣府編集『交通安全白書（平成15年版）』83頁。
- 80) 労働省女性局監修『未来を拓く 労働省女性行政半世紀のあゆみ』（2000年）10頁～29頁，女性の社会進出の項目を参照。
- 81) 内閣府編集・前掲注79)158頁。
- 82) <http://www.moj.go.jp/PRESS/031112-1/15syutu-gou.html> 参照。
- 83) 大島真一「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ1088号（2002年）70頁。
- 84) 厚生労働省監修『平成15年版 労働経済白書』127頁によると，1990年は男子労働者の3.5%であったのに対し2001年は9.0%となっている。
- 85) 水野・前掲注47)69頁参照。
- 86) 調査月に実労働日数が18日以上，1日あたりの平均所定内実労働時間数が5時間以上の一般労働者が対象であり，パートタイム労働者は除かれている。
- 87) 厚生労働省大臣官房統計情報部編集『平成15年 我が国の人口動態 平成13年までの動向』35頁によると，出産1年前は有職女子（パート，アルバイトも含む）が7割，出産半年後は無職女子が7割であり，出産を前後に逆転している。
- 88) 内閣府編集・前掲注79)20頁，24頁，28頁。スウェーデンの男女間賃金格差は，88.4%（2001年）である。もっとも，フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準が高い（日本66.4%に対して92.3%）ことも影響していると思われるが，同様のシステムによるイギリスの格差は82.1%，パートタイム労働者の賃金水準が74.5%であるから，その影響は少ないものと考えられる。
- 89) 「特集 男女共同参画社会の現状と今後の課題」ひろば55巻2号（2002年）参照。
- 90) 大島・前掲注83)69頁。
- 91) 楠本安雄「幼児の損害賠償」ジュリ総合特集8・交通事故（1979年）183頁。能見善久「女児の逸失利益算定方法」法教78号（1987年）84頁は，男児も全労働者平均賃金によるべきとする。
- 92) 大島・前掲注83)71頁。
- 93) 渡邊和義「未就労年少者の逸失利益の算定における男女間格差」判タ1024号（2000年）30頁。
- 94) 澤井・前掲注34)260頁。
- 95) 内閣府編集・前掲注79)162頁。
- 96) 藤井正博「逸失利益(1) 妻（家事労働）の場合」別ジュリ152（1999年）110頁参照。
- 97) 三浦文夫編集『図説 高齢者白書2003年度版』39頁によると，65歳以上の人口割合は1950年～1975年が4.94%，1975年～2000年が7.92%であったが，2000年～2025年は17.36%である。
- 98) 久場嬉子「家庭における労働の評価」『女性と社会保障』（東京大学出版会，1993年）86

- 頁。三浦文夫編集・前掲注97)55頁によると、高齢者の主な介護者として、妻が31.6%、長男の妻が27.6%、長女が15.5%となっている。
- 99) 楠本・前掲注21)76頁, 118頁参照。
- 100) 塩崎・前掲注55)28頁参照。
- 101) 松浦・前掲注27)37頁, 39頁参照。
- 102) 内閣府編集・前掲注79)36頁。
- 103) 浅野直人「就労前の年少女子の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を女子労働者の平均給与額によって算定する場合と家事労働分の加算の可否」判時1243号(1987年)201頁参照。
- 104) 松浦・前掲注27)39頁。
- 105) 松浦以津子「損害賠償における家事労働の評価試論」名古屋大学法政論集142号(1992年)210頁。
- 106) 金田洋一「家事労働にも相当の時間を割きながら塾経営, 家庭教師などの仕事を兼ねていた満34歳の独身女性の交通事故による休業損害, 逸失利益算定の基礎につき, いわゆる兼業主婦に準ずるものとしてその家事労働分を斟酌した事例」判タ1005号(1999年)121頁参照。
- 107) 久場・前掲注98)80~81頁参照。
- 108) 戒能民江「夫婦間の扶養とは何か 家事労働論を含む」法セ473号(1994年)66頁参照。
- 109) 松浦・前掲注105)214頁参照。
- 110) 松浦・前掲注105)216頁参照。
- 111) 塩崎・前掲注55)28頁。
- 112) 松浦・前掲注105)220頁。
- 113) 二木雄策「逸失利益は正しく計算されているか 経済学的視点からの検討」ジュリ1039号(1994年)75頁参照。
- 114) 国立婦人教育会館内婦人教育研究会編集・前掲注3)85頁によると、男子15才以上の人口の0.5%にあたる25万人が主夫である。
- 115) 国立婦人教育会館内婦人教育研究会編集・前掲注3)33頁。週全体から1日平均を算定している。
- 116) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/14/14-2fr/mk14r.html> 参照。女子雇用者の平均労働時間が見当たらなかったため、全労働者の平均労働時間を記述した。
- 117) 厚生労働省監修・前掲注84)299頁によると、看護婦・看護師の時給が1544円、保母・保育士が1015円であり、全パートタイムの平均が936円であることから、専門職である看護婦・看護師、保母・保育士の仕事に類似する家事労働を経済的に評価するとかなり高額になると思われる。
- 118) 松浦・前掲注105)217頁。
- 119) 松浦・前掲注105)225頁参照。
- 120) 鍛冶・前掲注49)20頁参照。
- 121) 厚生労働省統計情報部編集『平成14年賃金構造基本統計調査報告第1巻』51頁によると、

年少者における逸失利益の男女間格差（田中）

大卒96%，高専・短大卒96%，高卒90%である。

- 122) 松浦以津子「私も家事シテル」書齋の窓1995年12月号22頁参照。
- 123) 鈴木真次「交通事故により死亡した女兒の逸失利益を女子労働者平均賃金に基づき算定し、生活費を35%のみ控除したならば、さらに家事労働分として一定の金額を加算すべきではない」法協114巻4号（1994年）588頁。
- 124) 塩崎勤「交通事故損害賠償の算定における死亡逸失利益の男女間格差に係る東京高裁判決」ひろば54巻12号（2001年）56頁。
- 125) 京都地判平成12年3月23日（交通民集33巻2号576頁）は、医学部に在籍する女子につき、医師（男）の経験年数計平均賃金を基礎収入としており、男子労働者平均賃金の約2倍の収入を認めている。